

物価高 実質賃金4%減

勤労統計 1月、8年ぶり下落率

厚生労働省が七日発表した一月の毎月勤労統計調査(速報、従業員五人以上)によると、物価上昇を加味した実質賃金は前年同月に比べ4.1%の減少だった。消費税率8%への引き上げの影響で物価が上昇した二〇一四年五月以来、八年八月ぶりの下落率となった。実質賃金のマイナスは十月連続。物価の高騰が続く中、賃金の伸びが追いついていない。

業代に当たる所定外給与は1.1%増の二万八千六百四十七円だった。就業形態別に現金給与総額を見ると、一般労働者は1.3%増の二十六万五千十円に対して、パートタイム労働者は0.8%増の九万八千四百四十四円だった。一人当たりの総実労働時間は1.4%減の二七・七時間。就業形態別では、

一般労働者は0.9%減、パート労働者は1.8%減だった。実質賃金のマイナスを巡っては、厚労省は、パートタイムの人が労働者に占める比率が31.86%と0.46ポイント増えたことも要因に挙げた。パートタイムの人は比較的賃金が低いため、労働者全体の現金給与総額について伸びの抑制につながったとしている。

一時金頼み賃上げ続かず

昨年十二月の実質賃金は前年同月比0.6%減と下落に歯止めがなかったように見えたが、今年一月は再び大きく下落しました。なぜ乱高下したのでしょうか。(渥美龍太)

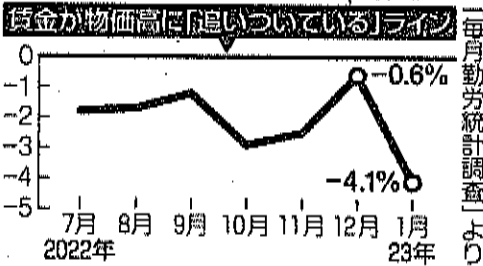


加藤勝信厚労相は七日の記者会見で「(春闘で)物価上昇を超える賃上げに取り組み、中小企業の生産性向上などの支援をしっかりと行っていこう」と述べた。

Q 十二月は賃金が上がっていたのですか。

A 実質賃金は速報値で前年同月と比べ0.1%増、確報値でも0.6%減で、賃金が物価高にほぼ追いついていました。一時金などの「特別に支払われた給与」が6.5%増と大幅に伸びたためです。

実質賃金の前年同月比の推移



Q 一月は一時金などがマイナスイました。十二月が瞬間風速的なもので、賃金が物価高に追いつかない傾向は続いています。

A 一月は一時金などがマイナスイました。十二月が瞬間風速的なもので、賃金が物価高に追いつかない傾向は続いています。

基本給や残業代などを合わせた現金給与総額(名目賃金)は、0.8%増の二十七万六千八百五十七円。十三カ月連続のプラス。ただ上昇率は二年一月以降で最も小さかった。主要産業別で見ると、不動産・物品

増の複合サービス事業。現金給与総額のうち、所定内給与は0.8%増の二億四千七百五十三円、残

SMBIC日興証券の宮前耕也氏によると、これは「物価高に対応したインフレ手当」などが要因のようです。帝国データバンクによると、インフレ手当は一時金払いが一般的で、冬のボーナスなどに支払われた可能性がります。ただ、基本給に当たる所定内給与は1.4%の増加にとどまっています。

Q 一月は一転して実質賃金の下落率が大きかった

Q 一時金が増えるだけではダメなんです。A 大手企業は二〇〇〇年前後から、賃上げは基本給を底上げするベースアップ(ベース)よりも一時金という傾向を強めました。一時金は業績が悪い時などに大きく減らされるため持続性が乏しく、日本で賃金が伸びない原因になりました。インフレ手当も生活の助けになります。これだけでは三十年に及ぶ賃金の停滞は変わりません。大詰めに迎えた春闘で、ベアが物価高にどこまで迫れるかが焦点です。連合がまとめたベアの要求額は、平均で2.83%と前年の二倍超でした。長年低空飛行が続いた企業の回響が、どこまで上積みされるかが注目です。